

政令第三百三十九号

過労死等防止対策推進法の施行期日を定める政令

内閣は、過労死等防止対策推進法（平成二十六年法律第百号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

過労死等防止対策推進法の施行期日は、平成二十六年十一月一日とする。